

農地中間管理事業の推進に向けた関係機関の連携に係る活動方針

長野県
JA長野中央会
（一社）長野県農業会議
長野県農地中間管理機構
長野県土地改良事業団体連合会

【基本方針】

長野県農業は、変化に富んだ気象や地形を活かし、農業者の先進性と勤勉性による高い技術力により、農畜産物の総合供給基地の役割を果たすとともに、地域の基幹産業として貢献してきましたが、農業従事者の高齢化及び担い手の減少により、農業生産力の低下や耕作放棄地の拡大などが懸念されています。

このため、意欲ある新規就農者を安定的に確保するとともに、地域の設計図「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体への農地の集積を進め、企業的な経営感覚と強固な経営基盤を持った農業を実践する経営体が本県農業を担う構造を構築していく必要があります。

また、農業委員会法の改正により、農業委員会の必須業務となった農地利用の最適化の推進は、地域の共通資源である農地を守り、活かす活動であり、この現場活動を行うに当たっては農地中間管理機構との連携が重要です。

このようなことから、長野県、JA長野中央会、（一社）長野県農業会議、長野県農地中間管理機構、及び長野県土地改良事業団体連合会のさらなる連携強化を図り、「人・農地プラン」の充実支援と農地中間管理事業の積極的な活用による担い手への農地の集積を加速させていくこととします。

- 1 担い手の更なる所得向上を目指し、担い手への農地の集積を加速させ、生産の効率化、低コスト化等を図ります。
- 2 関係する組織・団体間の意識統一と役割分担の明確化により、関係機関が一体となって、農地中間管理事業の推進を図ります。
- 3 農業振興地域内の農地の集積は、農地中間管理事業の活用を基軸として進めます。
- 4 農地中間管理事業の重点区域においては、「人・農地プラン」の充実等を図る見直し活動を支援し、農地中間管理事業の活用を推進します。
- 5 農地の出し手・受け手情報の掘り起しなどの現場活動の着実な推進により、農地中間管理事業の活用を進めます。

【関係5団体の農地中間管理事業の取組方向】

1 長野県

- ・実効性のある「人・農地プラン」の作成・見直しに向けた重点支援による農地中間管理事業の活用促進
- ・複線化した流動化推進制度（農地中間管理事業、農地利用集積円滑化事業等）の見直しなどに係る調整
- ・農地中間管理事業と連携した生産基盤整備の推進

2 J A長野中央会

- ・農地利用集積円滑化事業の継承を含め、農業振興地域内の農地流動化については農地中間管理事業を活用
- ・J Aは、農地中間管理機構から業務を受託し、担い手への農地利用集積を推進

3 （一社）長野県農業会議

- ・農業委員及び農地利用最適化推進委員による農地の出し手・受け手情報の掘り起こしなどの現場活動の着実な推進による農地中間管理事業の利用促進

4 長野県農地中間管理機構

- ・事業量の増加に対応するための業務委託体制を含めた農地中間管理機構機能の充実
- ・農地中間管理事業の活用促進につなげるための啓発

5 長野県土地改良事業団体連合会

- ・農地中間管理事業推進に必要な生産基盤に係る技術的課題解決等に向けた助言

【活動方針に基づく農業委員会の取組】

農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携による農地の出し手・受け手を掘り起こすための、徹底した現場活動を行うため、次の活動に取組み、農地中間管理事業を活用した、担い手への農地の集積を加速させます。

- 1 農業委員会は、農業委員と農地利用最適化推進委員の話し合いにより、各委員が自分の活動する具体的な内容がわかる「農地利用最適化の推進に関する指針」を作成します。
- 2 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、地域農業の将来像、設計図として市町村が定める「人・農地プラン」を充実させるため、県、市町村の取組みと連携しながら、担当地区での話し合いに積極的に関与します。
特に、農地中間管理事業の重点区域においては、農地利用の最適化に向け、市町村等関係機関との役割のもとで積極的な活動に努めます。
- 3 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、「人・農地プラン」をはじめ、農地中間管理機構の農地借受け希望者、地域の大規模経営体、新規参入者等のリスト活用や農地の利用状況調査等を活用し、戸別訪問の相手を明確化して掘り起こし活動に取組みます。
- 4 農業委員及び農地利用最適化推進委員は、戸別訪問等現場活動の記録を残すとともに、農業委員会での情報の共有と併せて、農地中間管理機構への情報提供を進めます。